



第44回

大規模小売業者における「優越的地位の濫用」について—取引の適正化に向けて—

Q 「優越的地位の濫用」とは何ですか？

A 「優越的地位の濫用」とは、大規模小売業者などが、自己の取引上の立場の優越性を利用して、取引先（主に納入業者）に対して不当に不利益を課す行為をいいます。独占禁止法第2条第9項第5号で禁止されており、違反が認定されると、行政処分の対象となります。

例えば、納入価格の一方的な値下げ、販売促進費用の負担強要、事前の合意なく商品を返品するといった行為が、濫用行為に該当する可能性があります。

Q なぜこのような行為が問題とされるのですか？

A このような行為は、自由で公正な取引環境を損なうだけでなく、取引先の事業継続や経営の安定に重大な支障を及ぼすため、独占禁止法により厳しく規制されています。また、不当な取引条件は、最終的に消費者利益の侵害にもつながりかねません。

Q 具体的には、どのような行為が問題となるのでしょうか？

A 公正取引委員会は、以下のような行為を典型例として示しています。

- 一方的な価格引下げ：相手方との協議なく、値下げを通知のみで実施する行為
- 不当な費用負担：広告費・販売促進費・店舗改装費などの費用を納入業者に押し付ける
- 理由なき返品：売れ残り商品等を事前合意なく返品する行為
- 納品の急な変更：納品当日に数量や納期を一方的に変更する
- 代金の遅延・未払い：正当な理由なく、代金の支払を遅らせる、または支払わない

これらはいずれも、「取引先が取引継続を望むあまり、実質的に拒否できない構造」がある場合に違法と判断される可能性があります。

Q どのようにすれば問題を回避できますか？

A 以下の対応を徹底することで、リスクを回避できます。

- 価格・納入条件は協議の上で決定し、文書で記録すること

- 費用負担や販促協力については、事前に同意を得ること（書面が望ましい）
- 返品や納品変更は、合理的な理由と明確な契約条件に基づいて行うこと
- 支払いは契約に基づき遅滞なく実施すること
- 取引先の規模や依存度を踏まえ、力関係に配慮した対応を行うこと

Q 違反が疑われた場合のリスクには何がありますか？

A 違反が疑われた場合、公正取引委員会による調査が行われ、事実関係に応じて以下の処分が科される可能性があります。

- 警告や指導
- 排除措置命令（違反行為の停止命令）
- 課徴金納付命令（2020年改正法により適用対象に追加）
- 企業名の公表によるreputational risk（信用・ブランド毀損）

Q 社内ではどのような再発防止策が必要ですか？

A ● 仕入・購買部門への独禁法・下請法研修の実施
● 取引ガイドラインの整備と従業員への周知

- 契約書や見積書の文書化・保存の徹底
- 通報、相談窓口の設置による内部監査体制の構築

特に、現場担当者が「法律上の問題点に気づける」ような教育・啓発が不可欠です。

大規模小売業として、取引先との関係において「公正・透明・協議の原則」を守ることは、法令遵守の観点からだけでなく、企業の持続的成長と社会的信頼の確保のためにも不可欠です。優越的地位にある企業であるからこそ、責任ある行動が求められます。自社の取引慣行を今一度見直し、健全な取引環境の構築に取り組んでいただきたいと思います。

<掲載内容に関するご質問、お問合せについて>

高下謹壹法律事務所 電話 03-5568-6655(代)
<http://www.takashita-law.jp>